

保有個人情報開示請求書

年 月 日

出入国在留管理庁長官 殿  
(ふりがな)  
氏名

住所又は居所  
〒 ( )

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報(□欄にチェックを入れてください。)
- ▶ 開示請求者本人(詳細を別紙に記載してください。)の外国人登録原票
    - 2000年1月1日から2012年7月8日まで
    - 年 月 日から 年 月 日まで
  - ▶ 開示請求者以外の者(詳細を別紙に記載してください。)の外国人登録原票
    - ※開示される原票は、開示請求者本人の個人情報に含まれる原票に限られます。
    - 2000年1月1日から2012年7月8日まで
    - 年 月 日から 年 月 日まで

※ 1981年(昭和56年)以前の外国人登録原票を請求する場合、抽出には時間がかかります。

- 2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)
- ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。
- ア 事務所における開示の実施を希望する。  
 <実施の方法>  閲覧  写しの交付  その他( )  
 <実施の希望日> 年 月 日
- イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

開示請求手数料 (1件300円)	ここに収入印紙を貼ってください。	(受付印)
---------------------	------------------	-------

- 4 本人確認等
- ア 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人
- イ 請求者本人確認書類  
 運転免許証  健康保険被保険者証  
 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)  
 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書  
 その他( )  
 ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等(開示請求の前30日以内に作成され、個人番号の記載がないものに限ります。また、また、コピーによる提出は認められません。)を添付してください。なお、個人番号カードのコピーを提出する場合には、個人番号の記載がない表面のみのコピーを提出してください。
- ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)  
 (ア) 本人の状況  未成年者( 年 月 日生)  成年被後見人  任意代理人委任者  
 (ふりがな)  
 (イ) 本人の氏名  
 (ウ) 本人の住所又は居所
- エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。  
 請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他( )
- オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。  
 請求資格確認書類  委任状(委任者の印鑑登録証明書又は本人確認書類を添付)  
 ※ 委任状及び印鑑登録証明書はコピーによる提出は認められません。また、委任状及び印鑑登録証明書は開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。

注1. 郵送等で請求する場合には、本人確認ができる書類のコピーに加えて、住民票の写し等(30日以内に作成され、個人番号の記載がないものに限ります。コピーは認められません。)が必要となります。

注2. 開示請求書に記載した日を記載してください。

注3. 開示請求者本人の氏名及び住所又は居所を記入してください。  
 ※ 本人確認書類、住民票の写し等に記載されている氏名、住所又は居所を記載してください。また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください(日中連絡がつかずであれば、携帯電話番号、勤務先の電話番号でも差し支えありません。)  
 なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所、電話番号を記入してください。(上記※に同じ。)

注4. 「2000年1月1日から2012年7月8日まで」以外の期間を特に指定して開示請求する場合には、必要な期間を具体的に記載してください。  
 なお、外国人登録原票を作成する根拠となっていた外国人登録法は、2012年(平成24年)7月9日に廃止されていますので、同日以降の登録記録が記載された外国人登録原票は保有していません。

注5. 開示の実施方法は、東京都新宿区四谷にある出入国在留管理庁に来庁して受け取る又は郵送により受け取る方法がありますので、選択してください。  
 なお、送付先は住民票の写し等に記載されている住所又は居所となります。

注6. 収入印紙300円を貼ってください(2部必要な場合は600円分の収入印紙を貼っていただき、余白に「2部請求」と記載してください。)

注7. 開示請求者の別について選択してください。

注8. 本人確認書類として提示又は写しを提出するものを選択してください。  
 なお、開示請求者が外国人の方の場合には、「在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」の提示又は写しの提出を推奨させていただいております。

注9. 代理人が請求する場合は、「本人の状況」、「本人の氏名」、「本人の住所又は居所」及び「請求資格確認書類」を記載の上、請求資格を確認できる書類を提示又は提出してください。

**原 票**

(開示請求書別紙)

以下の事項を記載してください。

1 開示請求者本人の外国人登録原票の開示を請求する場合

(1) 開示請求者本人の性別 男性 女性

(2) 開示請求者本人の国籍・地域 \_\_\_\_\_

(3) 開示請求者本人の外国人登録番号、在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号  
\_\_\_\_\_  
番号が不明の場合には、請求期間において、外国人登録を行ったことのある住所又は居所及び時期（複数ある場合には、最終のもの）  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 時期 \_\_\_\_\_ 年ころ

(4) 請求する外国人登録原票が作成された当時の氏名等が、帰化等により現在の氏名等と異なる場合は、当時の氏名等を記載の上変更の経緯が分かる書類（戸籍抄本等）を添付してください。  
(ふりがな)  
変更前の氏名 \_\_\_\_\_  
変更前の国籍・地域 \_\_\_\_\_ 帰化等の年 \_\_\_\_\_ 年

2 開示請求者以外の者の外国人登録原票の開示を請求する場合  
※開示される原票は、開示請求者本人の個人情報が含まれる原票に限られます。

(1) 開示請求者以外の者の氏名 \_\_\_\_\_ (ふりがな)

(2) 開示請求者以外の者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

(3) 開示請求者以外の者の性別 男性 女性

(4) 開示請求者以外の者の国籍・地域 \_\_\_\_\_

(5) 開示請求者以外の者の外国人登録番号、在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号  
\_\_\_\_\_

(6) 開示請求者以外の者の住所又は居所 \_\_\_\_\_

(7) 請求する外国人登録原票が作成された当時の開示請求者以外の者の氏名等が、帰化等により現在の氏名等と異なる場合は、当時の氏名等を記載してください。  
(ふりがな)  
変更前の氏名 \_\_\_\_\_  
変更前の国籍・地域 \_\_\_\_\_ 帰化等の年 \_\_\_\_\_ 年

(注) 写しの送付を希望する場合には、郵便切手（定形普通郵便の場合は94円分、速達や簡易書留等とする場合はそれに応じた料金を加算）を貼った返信用封筒（※送付先明記）を添えてください。なお、記録の枚数により追加の切手をお願いすることがありますので、御承知おきください。

注10. 調査をする上で必要となりますので、開示請求者本人の外国人登録原票を開示請求する場合には、「1 開示請求者本人の外国人登録原票の開示を請求する場合」の該当する事項を、開示請求者以外の者の外国人登録原票を開示請求する場合には、「2 開示請求者以外の者の外国人登録原票の開示を請求する場合」の該当する事項を記載してください。

なお、本人確認書類に記載されていることにより確認が可能な事項については、記載を省略することができます。  
※「1」について、代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、本人の情報を記載してください。

注11. 開示請求書本人の「生年月日」、「性別」、「国籍・地域」及び「外国人登録番号、在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号」を記載してください。

「外国人登録番号、在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号」がわからない場合には、「請求期間において、外国人登録を行ったことのある住所又は居所及びその時期（複数ある場合には、最終のもの）」を記載してください。

注12. 請求する外国人登録原票が作成された当時の氏名等が、帰化等により現在の氏名等と異なる場合は、「変更前の氏名」、「変更前の国籍・地域」及び「帰化等の年」を記載の上変更の経緯がわかる書類（戸籍抄本等）を添付してください。

注13. 開示請求書以外の者の「氏名」、「生年月日」、「性別」、「国籍・地域」、「外国人登録番号、在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号」及び「住所又は居所」を、また、帰化等により現在の氏名等と異なる場合は「変更前の氏名」、「変更前の国籍・地域」及び「帰化等の年」を記載してください。

※ 一般的に、開示請求者以外の者の外国人登録原票が開示されるケースとしては、①開示請求者以外の者（父母、祖父母、兄弟姉妹、その他同居人等）が開示請求者本人の「世帯」であった場合、②開示請求者以外の者が開示請求者本人の「配偶者」又は「子」であった場合等が考えられます。

※ 請求された外国人登録原票に記載されている開示請求者以外の個人に関する情報については、それが、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報などであるとき（同居の親族に係る情報など）を除き、不開示にさせていただきます。

例えば、夫が妻に係る外国人登録原票を請求した場合であって、夫の現住所が外国人登録原票に記載されている者の住所と異なるときは、開示請求書別紙の2（6）に住所が記載されているときや、当該外国人登録原票に記載されている者の同意を得ていることが明らかなきを除き、不開示にさせていただきます。

したがって、開示を望まれる情報については、開示請求書別紙の2にできるだけ記載いただくようお願いいたします。